

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【公表番号】特表2020-519112(P2020-519112A)

【公表日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2020-025

【出願番号】特願2019-559339(P2019-559339)

【国際特許分類】

H 04 L 27/26 (2006.01)

H 04 W 28/06 (2009.01)

H 04 W 72/04 (2009.01)

【F I】

H 04 L 27/26 4 0 0

H 04 W 28/06 1 1 0

H 04 W 72/04 1 3 1

H 04 W 72/04 1 3 3

H 04 W 72/04 1 3 6

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月24日(2021.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザ機器(UE)によって実行されるワイヤレス通信の方法であって、

データ領域および制御領域を含むリソースブロックセットを識別するステップであって、前記リソースブロックセットが短縮送信時間間隔(sTTI)内のシステム帯域幅の一部に及び、前記sTTIが3つのシンボルを含み、前記制御領域が前記3つのシンボルを占有して前記sTTIに対する前記UEのための制御情報を含み、前記制御領域および前記データ領域が周波数分割多重化される、ステップと、

前記制御情報に少なくとも部分的に基づいて前記sTTI内のコンテンツを取得するステップと

を含む、方法。

【請求項2】

前記データ領域が前記3つのシンボルを占有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記制御領域が、ダウンリンク制御情報を含む第1の部分と、アップリンク制御情報を含む第2の部分とを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記第1の部分および前記第2の部分が周波数分割多重化される、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記データ領域が、前記リソースブロックセット内の前記第1の部分と前記第2の部分との間に位置する、請求項3に記載の方法。

【請求項6】

前記データ領域が再割振りされたデータ領域である、請求項1に記載の方法。

【請求項 7】

前記データ領域のために使用されるべき1つまたは複数のリソースが、前記制御領域内でシグナリングされる、請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

前記制御領域が、復調基準信号(DMRS)ベースの基準信号復調方式またはセル固有の基準信号(CRS)ベースの基準信号復調方式で構成される、請求項1に記載の方法。

【請求項 9】

前記データ領域が、復調基準信号(DMRS)ベースの基準信号復調方式で構成される、請求項1に記載の方法。

【請求項 10】

前記3つのシンボルが、第3のシンボルの前に発生する第2のシンボルの前に発生する第1のシンボルを含み、

前記第1のシンボルまたは前記第2のシンボルのうちの少なくとも1つからの1つまたは複数の復調基準信号(DMRS)信号が、前記第3のシンボル内の情報を復調するために使用される、請求項1に記載の方法。

【請求項 11】

ワイヤレス通信のための装置であって

データ領域および制御領域を含むリソースロックセットを識別するための手段であって、前記リソースロックセットが短縮送信時間間隔(sTTI)内のシステム帯域幅の一部に及び、前記sTTIが3つのシンボルを含み、前記制御領域が前記3つのシンボルを占有して前記sTTIに対する前記装置のための制御情報を含み、前記制御領域および前記データ領域が周波数分割多重化される、手段と、

前記制御情報に少なくとも部分的に基づいて前記sTTI内のコンテンツを取得することを行うための手段と

を含む、装置。

【請求項 12】

前記制御領域が、ダウンリンク制御情報を含む第1の部分と、アップリンク制御情報を含む第2の部分とを含み、

前記第1の部分および前記第2の部分が周波数分割多重化され、

前記データ領域が、前記リソースロックセット内の前記第1の部分と前記第2の部分との間に位置する、請求項11に記載の装置。

【請求項 13】

前記制御領域が、復調基準信号(DMRS)ベースの基準信号復調方式またはセル固有の基準信号(CRS)ベースの基準信号復調方式で構成され、

前記データ領域が、DMRSベースの基準信号復調方式で構成される、請求項11に記載の装置。

【請求項 14】

前記3つのシンボルが、第3のシンボルの前に発生する第2のシンボルの前に発生する第1のシンボルを含み、

前記第1のシンボルまたは前記第2のシンボルのうちの少なくとも1つからの1つまたは複数の復調基準信号(DMRS)信号が、前記第3のシンボル内の情報を復調するために使用される、請求項11に記載の装置。

【請求項 15】

少なくとも1つのコンピュータに請求項1乃至10のいずれか1項に記載の方法を実行させる実行可能命令を含むコンピュータプログラム。